

京都市告示第 176 号

平成 27 年 4 月 21 日付けで認可した西轆轤町町内会の代表者の氏名及び住所を修正したので、地方自治法第 260 条の 2 第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 27 年 5 月 29 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
榑原 良明	榑原 良明

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市東山区轆轤町 9 5 番地	京都市東山区松原通大和大路東入 2 丁目轆轤町 9 5 番地

(文化市民局地域自治推進室)